

令和2年 第6回浅口市農業委員会議事録

令和2年6月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	欠
3	友田陽勝	欠	金光2	安田文彦	欠
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	田淵義正	欠
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 平本 仁至 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第18号 農地法第3条による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

議案第20号 農地利用最適化推進委員の解嘱について

日程第4 報告事項

報告第14号 農地法第18条の規定等による合意解約について

日程第5 その他

- ・ 農地パトロールについて
- ・ 農林関係税制改正について（岡山県農業会議より）
- ・ 次回の委員会 他

開会（午後１時３０分）

議長 それでは、会議に入らせていただきます。

ただいまの出席委員は１１名です。定足数に達しておりますので、これより令和２年第６回浅口市農業委員会を開会いたします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則１２条第２項の規定により、議長において１番問田委員、１３番岡田委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第１８号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５１８番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案第１８号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和２年６月１５日提出。

番号５１８、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積５０２平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、５６歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町鴨方、８２歳、農業。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、６番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 ６番佐藤です。

これは、親子間で相続のように思います。別に問題ないかと思われまして。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、５１８番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、５１９番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号５１９の１、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積１３９平方メートル。

番号５１９の２、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積５８８平方メートル。

ル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、40歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、金光町占見新田、71歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図は3ページ、4ページを見てください。場所は、ビッグの東側約100メートルぐらいのところでしょうか。この譲り受け人の住む前に、この譲り渡し人の田んぼがあります。ここを家庭菜園として使いたいと。ついては、そのすぐ上の南側に畑もありますので、その畑も同じく売ってほしいということの話し合いがまとまったようで、別に問題ないかと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、519番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、520番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号520、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積375平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町鴨方、79歳、農業。譲り渡し人は、倉敷市真備町箭田、62歳、パート兼農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図は5ページ、6ページで、譲り渡し人と譲り受け人、これはおじとめいの関係になります。めいの親はちょっと前に亡くなられたみたいなんですが、生前にこの土地はもともとお姉さんの名義だったんで、もう亡くなったらおまえもう遠いし、見てくれというような話ができてったみたいで、今回の譲り渡しになったみたいで。別に問題ないかと思いまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、520番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、522番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。この案件は、中古住宅に附属する農地の権利を取得しようとするものであり、農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積の適用を受けようとするものです。

番号522、土地の所在地、金光町占見新田。地目、畑。面積244平方メートル。

譲り受け人は、金光町占見新田、64歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、倉敷市真備町箭田、51歳、公務員兼農業ほか1名。譲り受けの理由は農業開始、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。

委員 問田です。

この件は、中古住宅同時購入という形で、家の前に244平米がありまして、それを同時に購入したということで、別に問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、522番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、523番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号523の1、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積203平方メートル。

番号523の2、土地の所在地、鴨方町六条院東。地目、田。面積219平方メートル。

譲り受け人は、倉敷市大島、31歳、農業。譲り渡し人は、福山市駅家町、94歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は、六条院東相部地区、阿藤伯海記念公園というのがございます。その北側へ100メートルぐらい行った場所になります。所有者の方が高齢のため、遠いですが倉敷市の方が譲り受けることになりました。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、523番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、524番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号524、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積736平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町六条院中、77歳、農業。譲り渡し人は、横浜市港北区綱島台、71歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 10番山下です。私の担当地区でございますので、これからご説明をします。

位置図については、11、12ページでございます。場所は、旧定月池——今団地を造成しておりますが——のすぐ西でございます。道を挟んですぐ西に当たります。この土地は、譲り受け人の弟の土地で、こちらに帰ってくる予定もないということで、ぜひ兄につくっていただきたいと、また今現在も兄がその農地を管理しておりますので、その兄が譲り受けるものであります。別に問題ないと思いますが、よろしくご審議のほどをお願いします。

ただいま説明いたしました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、524番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、525番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号525の1、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積396平方メートル。

番号525の2、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積390平方メートル。

譲り受け人は、金光町大谷、77歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、倉敷市水島東栄町、59歳、農業及び岡山市南区西紅陽台3丁目、68歳、農業。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由はいずれも労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

位置図は、13ページ、14ページになりますが、これは大谷の国道2号線の金光隧道の西の大きい交差点、沙美のほうへ向いていっとる県道沿いにあります。国道から300メートルほど南へ行った、道路から、今家が建って、1枚は家の西手にあるようなところですが、もう一枚は道路に面したところにあります。このあたりは以前稲作もされておったんですけど、その人がもう高齢になって田んぼをつくらんようになってしもうて、田んぼの状況が荒れてしまったらいけんというような、そういう心配があったところなんですけど、近所の方がこういってまた管理をしてくれるようになって、むしろいいんじゃないかと思っておりますので、特に問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、525番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、526番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号526の1、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、畑。面積1,142平方メートル。

番号526の2、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、畑。面積231平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町益坂、31歳、会社員兼農業。譲り渡し人は、鴨方町深田、

100歳、無職。譲り受けの理由は増反、譲り渡しの理由は労力不足です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 7番西本です。

この件は、場所は益坂の氏神様の大川神社のちょうど北側にあります。何も問題ありません。よろしくをお願いします。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、526番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、527番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号527の1、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積68平方メートル。

番号527の2、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、田。面積247平方メートル。

番号527の3、土地の所在地、鴨方町六条院中。地目、畑。面積74平方メートル。

譲り受け人は、鴨方町六条院中、78歳、農業。譲り渡し人は、鎌倉市寺分3丁目、69歳、無職。譲り受け、譲り渡しの理由は贈与です。

譲り受け人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは、10番山下の担当地区ですので、私から説明をさせていただきます。

位置図については、先ほどの11、12ページでございます。場所につきましては、先ほど言いました定月池のすぐ道路を挟んで北側になります。譲り受け人、譲り渡し人は本家、分家の関係でして、本家の譲り受け人が管理をしておりましたが、譲り渡し人のほうはもうこちらに帰ってくる予定もないと、子供もその気はないということですので、譲り渡したものであります。現在、松の木等が生えて、それを切ってオリーブとミカン畑にするということで、現在伐採等を進めているところでございま

す。よろしくご審議をお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、527番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第19号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。

議案第19号農用地利用集積計画について。令和2年6月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号9番から14番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は5名です。更新件数が3件で、新規件数が7件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が7件、3年以上6年未満が3件、6年以上がゼロ件です。地目別設定面積は、田6, 511平方メートル、畑902平方メートル、計7, 413平方メートルです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

議案第20号農地利用最適化推進委員の解嘱についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

議案第20号農地利用最適化推進委員の解嘱について。

次の者の解嘱につき、農業委員会等に関する法律第21条の規定により、当委員会の意見を求める。令和2年6月15日提出。

先日の委員会で、田淵委員の状態等をご報告し、その結果心身の状況及び回復の見込み、これまでの経緯、今後の支障等を踏まえ、6月、この委員会で田淵委員の解嘱につき審議することとなりました。

1、解嘱しようとする者の氏名等。田淵義正委員。86歳。鴨方町本庄在住。任期は平成30年8月16日から令和3年7月31日まで。担当地区は、鴨方町本庄、益坂、地頭上です。

解嘱の理由。心身の故障により、農地利用最適化推進委員の職務の継続が困難と認められるため。

解嘱日。令和2年6月15日。

全国農業委員会職員協議会作成の新制度の農業委員会に関するQアンドAというものがあありますが、それによりますと、解嘱日は総会で諮り、その決議した日をもって解嘱とするとされています。したがって、本日決議されましたら、本日を解嘱日といたします。

また、決議されました場合は、後任の公募を開始します。公募については、市ホームページに掲載するほか、市報7月号に掲載します。募集期間は、あす6月16日から7月13日までとします。応募人数が2名以上の場合は、候補者紹介委員会を設け、その結果を7月の農業委員会でお諮りします。その専任につき決議いただけましたら、8月1日着任というスケジュールで進めてまいります。

田淵委員は、平成7年4月から鴨方町農業委員に選任され、以来8期連続で農業委員を務められ、また平成30年8月からは農地利用最適化推進委員に選任され、通算で25年以上にわたり地域農業の振興、農業委員会の発展にご尽力されました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 (質疑)

議長 そのほかにありませんでしょうか。

委員 なしの声

議長 それでは、大橋さんの意見がありましたが、ほかに異議なしと認め、承認することに決定してよろしいでしょうか。

委員 異議なし声

それでは、この件について以上で終わりたいと思います。

議長 どうぞ。

委員 承認はいいんですけども、これは本人から辞職の申し出っというのはなかったんですか。

議長 あれはなくてもいい。

委員 そうなんですか。

議長 事務局から説明してもらいます。

事務局 本人の辞職願という場合と、そうではなくてその状態で、客観的な事実で判断する場合、2通りの解嘱の手続がありまして、今回は後から言った、その状態から客観的に判断するという方法をとらせていただきました。

委員 済いません。ありがとうございます。

議長 それでは、よろしいでしょうか。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第14号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになります。

報告第14号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年6月15日提出。

番号521、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積1,089平方メートル。

借り受け人は、金光町占見、71歳、無職。貸出人は、金光町須恵、46歳、会社員兼農業。合意年月日、引き渡し年月日は、令和2年4月28日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをします。

事務局 ①農地パトロールについて

②農林関係税制改正について

③次回の委員会について

議長 それでは、本日の委員会は以上で閉会とします。

閉会（午後2時15分）